

保護者各位

慶應義塾中等部

新型コロナウイルス感染症・その他学校感染症への対応（2023年5月8日以降）

5月8日の法律改正に伴い、新型コロナウイルス感染症につき、以後は濃厚接触者という概念がなくなり、同居するご家族が陽性となっても生徒本人が陽性でない限り、登校は可能となります。

また、本校における「37.5度以上の発熱があった場合、解熱剤を使用せずに37.0度未満に解熱した状態で48時間継続したのちに登校を再開する」というルールも廃止となり、保健室での健康チェックも要さずに登校が可能となります。一方で、コロナ禍においては、本校では内科的な体調不良による欠席は「出席停止」扱いとしていましたが、5月8日以降は、学校感染症を除く内科的な体調不良による欠席は、通常の「欠席」扱いとなります。

5月8日以降の新型コロナウイルス感染症・その他学校感染症への対応は、下記の通りです。

記

(1) 学校感染症（新型コロナウイルス感染症・インフルエンザを含む）と判定された場合には、速やかに学校に電話連絡をお願いします。

学校保健安全法施行規則による出席停止期間

新型コロナウイルス感染症：発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
※登校再開後も発症から10日を経過するまで（発症日を0日として6日目から10日目まで）は
マスク着用を推奨します。

インフルエンザ：発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで

(2) 以下の場合に限り、登校再開時に保健室で校医の面接を受けてください。

①インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症と診断された場合

医療機関における「学校感染症登校許可証明書」は不要。

代替として、保護者記載による「インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症経過報告書」（学校HP「在校生・保護者」→「各種証明書」からダウンロード可）を提出してください。

②インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症以外の学校感染症と診断された場合

医療機関における「学校感染症登校許可証明書」（健康手帳の巻末に挟み込み、もしくは学校HP「在校生・保護者」→「各種証明書」からダウンロード可）を提出してください。

※①・②いずれの場合も、登校を再開する日は8時10分からの授業参加が可能となりますが、2時限目終了後の休み時間に保健室で校医の面接を受けてください。

以上